

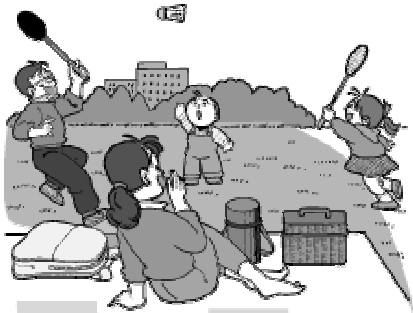
甲佐町

# 商工会だより

発行所 甲佐町商工会  
責任者 田中武敏  
印刷 (株)スタアデック  
熊本県白河7丁目5-2  
TEL.096-372-6336  
会員数 320名

## 第336回

# 「甲佐町初市」開催される



## 春の息吹「植木市」



定番の植木市は愛好家で人出が絶えない。

◆ひな祭り飾り  
記帳四〇五名  
見物者約一、二〇〇名で  
大好評  
常に飛躍を目指す女性部は



女  
性  
部



■肥後  
ちよんかけ独楽愛好会

今年は保育園の子供を呼んで名人芸を披露。「僕も出来たよ。」



■つきたて餅販売 つきあがるたびに売り切れで大盛況。



■大縄跳び大会 前年より8チーム増の145名参加。応援者300名の大熱戦。

青  
年  
部

甲佐町の初市は今から三三六年前、寛文八年に月三回(九日、十九日、二十九日)の三斎市(定期市)として始まりました。

今年も例年通り三月九日(火)、十日(水)の両日、春の到来を告げる暖かい日差しの中で約八十店の露店と多彩なイベントを織り込んで、市街地を中心に賑やかに開催されました。



■にぎやかな露店商

両日も晴天に恵まれたが、今年も減少傾向に歯止めが掛からず前年の二割減の人出であった。

## 甲佐町商工会パソコン講習会開催

去る2月2日(月)～4日(水)の3日間商工会館2階においてパソコン講習会が行われました。講師は(株)システムサービスの迫先生。参加者は延べ42名で昼の部と夜の部に分け、それぞれが与えられた課題に挑戦しました。今回は、市販のソフトを利用して自社チラシや新聞の作成に挑戦しました。日を追う毎に上達し、最終日にはほぼ全員が完成し、参加者からは、「初めての参加だったけど達成感があって、とてもよかった」という声も聞かれました。現在の、情報化社会においてパソコンは一社に一台とも、これからは建設業における電子入札問題、また商業においてもインターネット活用による販路開拓。業種や形態を問わず、材料や商品管理、工程管理、財務や申告事務の効率化等様々な可能性を秘めています。興味のある方もない方も、積極的に講習会等に参加してみたいはいかがでしょうか。



総額表示へ変・わ・り・ま・す<平成16年4月から>

「総額表示方式」がスタートします。

消費税を含んだ価格

平成一六年四月から、消費者に対する「値札」や「広告」などにおいて価格を表示する場合には、消費税相当額(含む地方消費税相当額)を含んだ支払い総額の表示を義務付ける「総額表示方式」がスタートします。

### 総額表示の対象は?

「総額表示」の義務付けは、消費者に対して商品やサービスを販売する課税事業者が行う価格表示を対象とするもので、それがどのような表示媒体によるものであるかを問いません。具体的には以下のような価格表示が考えられます。

- ◆ 値札、商品陳列棚、店内表示、商品カタログなどへの価格表示。
- ◆ 商品のパッケージなどへの印字、あるいは貼付した価格表示。
- ◆ 新聞折込広告、ダイレクトメールなどによる配布するチラシ。
- ◆ 新聞、雑誌テレビ、インターネットホームページ、電子メールなどの媒体を利用した広告。
- ◆ ポスターなど。

※「総額表示の義務付けは、価格表示を行う場合を対象とするものであって、価格表示を行っていない場合について表示を強制するものではありません。

#### ● 総額表示方法の例

10,290円
10,290円(税込)
10,290円(税抜き価格9,800円)
10,920円(うち税490円)
10,290円(税抜き価格9,800円・税490円)

このコカ・コーラは実は、薬剤師が強壯剤を作るときに水とソーダ水を入れ間違えてできた薬でした。しかし、なかなか美味しかったと言う事で薬局に売り込んでみたものの結局どこにも扱ってもらえず、惨たる結果に終わりました。しかし、ある薬局の店員がこの液体の作り方を自分の持っていた全財産で買い取り、薬としてではなく清涼飲料水として売り出したところが、このアイデアが大当たりして誕生したものだそうです。今、この不景気の世の中、何か新しいことをしてみようと思っても、なかなかチャレンジする勇気がなく、つい守りの体制を取ってしまう。私も、しばらく前までは、そうでしたが、この話を聞き、どこにどんなチャンスの芽が潜んでいるか分からないので、今では色々な方向にアンテナを張り巡らせチャレンジする姿勢を持ち続けるように心がけて生活しています。

成功の秘訣

### 商工会をご利用下さい!!

事業所にて直接で出向いての相談にも応じています。まずは、ご一報下さい。 ☎234-0272

経営相談

金融相談

記帳・税務相談

労務相談

情報化相談

### ご融資をうけるにあたっての質問コーナー(Q&A)

#### Q1. どのような融資制度があるのですか?

A 県の制度融資、国民生活金融公庫(事業資金・教育ローン)等色々な制度がありますので、経営指導員までお問い合わせ下さい

#### Q2. 初めて利用したいのですが、誰でも利用できます

A 事業を営んでいる中層企業の方や、これから事業を始めようとする方であれば、ほとんどどなたでもご利用いただけます。制度により多少業種等制限があります。詳しくはお問い合わせ下さい

#### Q3. どのような資金が融資の対象になりますか?

A 事業に必要な運転資金や設備資金が対象となります。事業資金であれば、商品仕入れや手形決済などのための運転資金、店舗の新築・改装、機械や車両の購入などの設備資金のいずれにも幅広くご利用いただけます。

#### Q4. 借入金の返済方法はどのようになっていますか?

A 原則として月賦払いです。(短期資金も利用できます。)

#### Q5. 借入の際の保証人などの条件はどうなっていますか?

A 原則として、保証人、担保または信用保証協会が必要です。事業者以外の方のご家族でも資金がある場合など、保証人になっていただける場合がございます。(国民生活金融公庫では、第三者保証人等を不要とする融資制度もございます。)

#### Q6. 資金を利用して返済の途中ですが、返済を完了しないと新たな借入申込みはできませんか?

A 資金が必要な場合は、ご返済の途中でもお申し込みいただけます(制度によって多少異なります。)

#### Q7. 金利はどのようになっていますか?

A 代表的なものでは、国民生活金融公庫の普通貸付では1.65%、県の制度融資(県小口資金)では2.3%です。(固定金利)(金利はH16年3月10日現在のものです。)  
※保証協会の保証付制度では、別に保証料が必要になります。